

教員活動点検・評価の第3期評価期間における結果について、3名の外部評価委員より評価を受けました。

1. 総括的評価

【評価者 A】

第3期評価期間における教員活動点検・評価は、評価期間終了後の2020年7月に取り纏められた報告書『教員活動点検・評価の第3期評価期間における結果について』により、所定の評価期間内に、実施要領に従って実施されたことが確認できる。

その実施に当たっては、各研究院の評価組織、評価指針等の準備や実施日程が周到に設定され、点検・評価の基本資料である詳細な「年度活動報告書」「個人活動評価（通知）書」を基にした自己点検・評価と研究院評価組織による評価を経て、その全体像を数値化・図示した『教員活動点検・評価実施報告書』作成に至っている。

なお、別項で述べたように、評価対象教員のほとんど全員が評価書を提出している事実は、貴学の評価体制に高い評価が与えられるべきであることを示している。

以上のことから、貴学における本期の教員活動点検・評価は、着実かつ適切に実施されたと判断する。

この評価を基に、今後は「個人活動評価（通知）書」で推測されるように、相当な時間と労力を費やしてなされたと思われる自己点検・評価が、単なる個人評価に止まるのではなく、個人の教育研究等諸活動の活性化はもとより、その総体が貴学全体の教育研究等諸活動の活性化に結実するような仕組みについて検討されることを望みたい。

【評価者 B】

「年度活動報告書（全学共通フォーマット）・様式A」「個人活動評価（通知）書・様式B」ともにほとんどすべて詳細かつ具体的に記載されており、今回の点検・評価の基礎資料として適切である。

「全学まとめ」の研究院評価において、「S」評価と「A」評価の合計が、教育で86.7%、研究で78.4%、社会貢献で79.5%、管理運営で79.7%であり、総合評価で85.9%（678名中582名）という高率に達している点、他方、総合評価で「C」評価が0.4%（3名）にとどまっている点から、教員全体の高い資質が認識できる。

総合評価の研究院評価における「S」評価は20.4%（678名中138名）であり、ほぼ正確に実態を示しているものと思われるが、この数値からすると、少人数の先端研究院（6名）、3センターを合わせた高等教育研究院（18名）は別として、法学研究院（31名）、生活科学研究院（42名）の0%、工学研究科（100名）の6.0%は、必ずしも実態を反映したものではなく、「S」評価の基準が厳し過ぎたように思われる。

[評価者 C]

第3期の教員活動点検・評価は、明確な理念を「点検・評価の基本的考え方」に示し、指針を定め、実施要領に具体的手順を明示した上で実施されており、適切と判断する。実施日程も適切である。また、研究院単位で比重、目標設定指針、評価指針および独自分野を設定していること、自己点検・評価書はほぼ全教員から提出されていることから、構成員による主体的・自律的な自己点検・評価が行われ、研究院が適切に評価していると判断する。結果の示し方、公表の方針についても概ね適切である。

今後の課題としては、部局や研究院の独自性や自律性を担保しつつ、評価基準については一定程度、全学で共有する試みがなされるべきと考える。

2. 各項目に対する評価

(1) 「大阪市立大学教員活動点検・評価実施要領」について

[評価者 A]

本「要領」は、「大阪市立大学における点検・評価の基本的考え方」に基づいて定められた「大阪市立大学教員活動点検・評価指針」に従って策定されており、実施すべき点検・評価の目的が明確であり、基礎資料の書式作成から、点検・評価の項目以下、順次実施する手続きの設定内容も周到であると判断する。

また、点検・評価体制の改善のために学外者による評価、および内部の計画・評価会議による本「実施要領」そのものの改善をも視野に入れているところ、加えて点検・評価結果の公表を定めていることは高く評価できる。

[評価者 B]

教育・研究・社会貢献・管理運営の4分野に分けることは、従来の自己点検・評価の方式に従ったものであるが、大学においては教育・研究こそが最大の社会貢献であることに留意すべきである。「社会貢献」欄に具体的な活動項目が挙示されている点は、本点検・評価における狭義の社会貢献が何かを示しており、適切である。

各研究院に研究院独自の評価上の比重の指針を示すことを求めている点、独自項目の設定（医学研究科の「診療」、都市研究プラザの「対外発信」）を認めている点は適切である。

教員個々の自己評価を踏まえて、研究院としての評価を示している点は適切である。

[評価者 C]

基本的考え方、指針、実施要領に、理念、目的、体制、具体的手順（研究院による

指針の設定、各教員による自己点検作業から異議申し立て対応まで)が記載されており、必要な事項が概ね適切に定められていると判断する。また外部委員による点検評価を受けること、点検評価の結果を公表することが定められている点は、優れた取組と考える。

ただし、点検・評価の比重については、示し方を改善する余地があると思われる。具体的には、要領においては点検・評価の比重は「活動上重視度」、指針においては「重要度」となっているが、「教員活動点検・評価報告書」では「費やす時間を基本として設定」となっている。重要度・重視度と費やす時間は異なると思われる。言葉の不統一というだけでなく、意味も異なり、後述する評価のばらつきにもつながるのではないだろうか。また「研究院は評価上の比重の指針を示し、教員はそれを尊重して設定する」とあるが、時間を基本とすることを前提に読むと、「評価上の」比重の指針とはどういう意味か不明確のように思われる。また比重をどのように使うのか(つまり総合評価の重みづけに使うこと)については、明記すべきではないかと思われる。

以下には、些末なことではあるが、要領の記載について改善すべきと思う点をあげておく。

1. 「…基礎資料は、以下の2種とし」の部分、小見出しが a,b,c,d になっているのがわかりにくい(基礎資料2種が a と b で、c と d はその説明。a,b,c,d が同レベルではない)。また説明なく「自己評価 A、B」が出てくるのがわかりにくい。

2. 「点検・評価の分野および項目」の a は、c-2 の前に位置したほうがよいのではないか。

3. 「4 点検・評価の基礎として、個々の教員は自己点検・評価を行う」の部分について

a に、『自己点検・評価の結果として「個人活動評価(通知書)」を作成』とあり、b-2 には『自己点検・評価の根拠は「個人活動評価(通知書)」』とある。結果なのか根拠なのか、大変わかりにくい。b-1 の『自己点検・評価評価の方法は・・・、自己点検・評価することとする』という文章も、わかりにくい。総じて、4 は文章がわかりにくい。

(2)「教員活動点検・評価報告書」について

①実施体制について

[評価者 A]

実施体制は、「実施要領」に基づいて組織されており、具体的な手続についてもおおむね妥当、適切であると評価する。

『教員活動点検・評価の第3期評価期間における結果について』(以下、『結果』と

略す。)の『教員活動点検・評価実施結果報告書』(以下、『報告書』と略す。)2. 評価組織(資料②)によれば、各研究院の評価担当者は、一院を除いて複数であり、また代表者である研究院長・研究科長以外の構成員は、一部を除いて、各院で特定の責務を負う教員であり、点検・評価者として適切であると判断する。

また、『教員活動点検・評価実施計画報告書』4. 部局評価を行う際の評価指針において、評価における比重・目標設定指針・評価指針を明示し、評価における透明性、公平性を担保している。

実際の実施日程に関しては、毎年度末に「年度活動報告書」「個人活動評価(通知)書」を徴取しており、計画的かつ着実に作業を進めている。

なお、『報告書』1. 評価の実施、結果の冒頭に示された対象教員数に対する評価書提出者数は、貴学の評価体制が、全学挙げての理解と熱意のもとに運営されていることの表れとして、高く評価したい。

【評価者 B】

各教員、各研究院の評価組織、教員活動点検・評価実施委員会の役割が明確に定められており、とりわけ「評価フォロー」の体制が整備されている点で、実施体制は適切である。複数研究科で構成されている研究院についても適切に配慮されている。

各教員が提出した報告書について研究院の評価組織が点検・評価を行い、異議申し立ての機会を付与している点で、適正な手続が保障されている。

【評価者 C】

評価組織、評価フローが詳細に記載されており、体制は適切で、評価過程の透明性も担保されていると判断する。第2期の外部評価等を受けて要領・様式の改善がなされている点は評価できるし、評価結果に示されている実施日程の設定も適切と思われる。年度活動報告書が教員データベースから出力されるようになったこと、全体として未提出者がごく少数にとどまっている点も評価される。全体として、大学としての点検・評価活動体制には問題がないと判断する。

②実施内容について

【評価者 A】

点検・評価の基礎資料である「年度活動評価書」「個人活動評価(通知)書」については、前者の分野と項目は、教員活動のすべてを網羅していると判断する。また、後者はB欄の自己評価項目など周到に設定されていて、自己点検・評価が比較的順当に行えると思われるが、A欄の教育研究等活動の記述部分は記述に多寡精粗の差があり、4段階評価との対応に難しさを感じる。

『報告書』1. 評価の実施、結果は、数値化と図示が効果的であると判断する。

なお、A 自己評価・B 自己評価と研究院評価に関して、ほとんどの研究院は両者の評価がおおむね一致するが、二つの院のみ、前者評価より後者が高くなっているのは、自己評価と第三者評価の関係について、検討の素材となるように考えられる。

また、4. 評価結果の活用について（資料番号なし）は、結果の活用について、各院がそれぞれ方針を持ち、本教員活動点検・評価が、評価のための評価に止まらないことを示しているが、その実践によって、本点検・評価が、各院の活動の活性化のみならず、貴学全体の教育・研究等諸活動のいっそうの発展につながることを期待するものである。

[評価者 B]

研究院ごとに独自の評価指針を定めている点は、学問分野の特性に配慮するとともに、各研究院の方針を反映し、各教員に本点検・評価に協力する意欲を喚起する点で優れている。

「年度活動報告書（全学共通フォーマット）」「個人活動評価（通知）書」作成の対象教員 688 名のうちほぼ全員（681 名）から書面が提出されている点は、高い評価に値する。

「年度活動報告書（全学共通フォーマット）」および「個人活動評価（通知）書」の記載項目は、いずれも具体的かつ詳細であり、適切である。B 自己評価の各項目につき「独自項目」「特記事項」の欄を設けている点も適切である。

「全学まとめ」において、教育、研究、社会貢献、管理運営、総合評価のいずれにおいても、「S」「A」の数値が、A 自己評価・B 自己評価の数値に比べて、研究院評価の数値が若干高い数値を示している点は、実態を適切に反映しているものと評価できる。文学研究院の「S」は、B 自己評価と研究院評価で、教育（27.6%：55.2%）、研究（34.5%：55.2%）、社会貢献（36.2%：72.4%）、管理運営（29.3%：72.4%）のいずれについてもかなりの違いが見られるが、総合評価（20.7%：31.0%）ではほぼ適切に補正されている。

[評価者 C]

教育、研究、社会貢献、管理運営、独自分野という分野設定は、妥当なものと判断する。各研究院において、その使命や実態を考慮して比重を設定することは適切である。また目標設定指針、評価指針を研究院で定めることも適切である。ただし、以下に述べるように研究院ごとの評価にばらつきがあることは、今後の検討課題と考える。

1. 各研究院の評価指針と、「個人活動評価（通知）書」に記載されている評価の標語（S,A,B,C）が異なっている場合、どのように解釈すればよいのか理解しにくい。

例えば、大学教育研究センターの B は、「おおむね進捗している（当初予定どおりではない）」とあるが、これは「普通」と同等と考えてよいのか。評価指針を明確に示していない研究院が多いのも気になる。

2. 関連して、「個人活動評価（通知）書」に記載されている評価の標語通りだとすると、「普通」が少数で、大多数が優れている、非常に優れているという評価になるが、これは適切と考えてよいのか。相対評価ではないとは言え、4段階評定の意味があるのか疑問に感じる。

3. 研究院ごとの評点のばらつきが大きすぎると思われる。研究院ごとの活動や使命・役割の特色はあるにせよ、各評価段階の持つ意味は共有する必要があるのではないだろうか。たとえば特に目についたところでは、研究院は異なるが比較的近いと思われる分野に属するサンプルで、論文も著書も一本もなくて A のケースもあれば、複数の論文と単著を出版していて A のケースもあった。また文学研究院において自己評価 A、B と総合評価ではどの分野でも S 評価が 30%前後であるのに、分野別研究院評価では S が 50~70%となっている。分野別研究院評価で A を S に変えているということだと考えられるが、他の研究院には見られない傾向で、その判断根拠が気になるところである。

③「教員活動点検・評価の問題点」について

【評価者 A】

一般的な問題としては、大学をめぐる状況の変化、特に国際化の進展や大学教育における新しい授業方法（PBL 等々）の普及を視野に入れた評価項目の再検討が期待される。

【評価者 B】

4分野の「比重」について具体的数値を挙げていないセンター・研究科があるが（大学教育研究センター、工学研究科）、「指針」として具体的数値を示す方が適切と思われる。

一般教員に対する「指針」として、教育・研究の比重の最低限が合わせて 50%未満というのは、必ずしも適切ではないように思われる（都市健康・スポーツ研究センターおよび経済学研究科 40%、生活科学研究科および医学研究科基礎 20%）。もっともほとんどの「個人活動評価（通知）書」では 50%以上となっているのでとくに問題はない。医学研究科臨床の「診療」の数値や役職者（学内）の「管理運営」の数値が高いこと（たとえば 50%）には合理的理由がある。

[評価者 C]

問題点の指摘や意見がほとんど提出されていないが、各研究院において、第 3 期の点検・評価についての総括が適切に実施されているのかがわからない。問題点というよりも、各研究院における総括の結果を報告してもらう必要があるのではないかと考える。

以 上